

今後の審議の進め方について(会長メモ)

- 税制のあり方を審議する際の前提として基礎的な調査分析の蓄積を行うため、「調査分析部会(以下「部会」)」を設置する。
※「広報・広聴部会」については、今夏以降の設置を予定。
- 部会のメンバーは、学者・研究者の正・特別委員にお願いするとともに、その他の正・特別委員も部会会合への参加を自由とする。
- 部会の審議に資するため、委員に加え、専門分野の研究蓄積等を有する方を専門委員として任命する。専門委員は部会メンバーとする。
- 部会の会合は、月二回開催をメドとする。
- 部会長(互選)は、部会の運営を総括する。
- 部会で取り上げる領域を以下の通り整理する。
 - ①**経済社会の構造変化とそれが税制に与える影響の検証**
(テーマの例)
少子化・高齢化(人口変動)の進行、グローバル化の進展、
多面的な格差認識、再分配効果の検証 等
 - ②**税制が経済及び社会構造・経済主体の諸行動に与える影響の検証**
(テーマの例)
税制改正と経済・財政への影響、経済活性化・成長力と各階層への影響、
税制が経済主体の諸行動に与える影響 等
 - ③**今日的意味における租税原則**
(テーマの例)
これまでの我が国の税制改革の流れ、租税体系に関する諸外国の潮流、
公平・公正の観点と課税ベース脱漏 等
- 各々の領域について、部会長の指名により調査分析の総括責任者(主査)を置く。各主査の進行管理の下、調査分析のアウトプットを順次部会へ報告し審議を行う。
部会メンバーは、部会会合での審議に参加するほか、各主査のコーディネートの下、必要に応じ、部会での発表等により、調査分析作業への主体的貢献を行う。